

緊急事態宣言を受けた1月8日からの学校教育活動について

(1/8現在)

1 基本方針

千葉県を含む一都三県に緊急事態宣言が発出され、学校現場においてもなお一層の感染防止対策を徹底していくことが求められている。その上で、生徒の健やかな学びを保障することとの両立を図るため、活動内容等を見直す。(以下の**太字**は前回からの変更・追加点)

2 授業時程

SHR 8:35～	※ 通常日課 50分授業
1時限目 8:45～ 9:35	
2時限目 9:45～10:35	
3時限目 10:45～11:35	
4時限目 11:45～12:35	
昼休み 12:35～13:20	
5時限目 13:20～14:10	
6時限目 14:20～15:10	
SHR・清掃 15:15	

3 感染防止対策の徹底について

- ・感染が判明した者のうち、症状があるのに登校していた、部活動に参加していた等の事例が複数あったことから、登校時及び部活動開始前に、確実に健康観察(発熱及び何らかの症状の有無の確認)を実施する。
- ・生徒自ら感染予防に留意し行動するよう、基本的な感染防止対策(手洗い・マスクの着用・3密の回避等)の励行について繰り返し指導する。
- ・昼食を含む飲食場面では、マスクを外す時間を最小限とし、向かい合わせ等にならず、身体的距離が十分とれない場合は会話しない等について繰り返し指導する。
- ・部室や更衣室等の、マスクを外した状態で密になりやすい場所は、使用ルールを明確にし、遵守させる。
- ・特に高校生にあっては、下校時の飲食等は厳に慎み、寄り道をせず、速やかに帰宅するよう指導する。
- ・登下校で公共交通機関を利用する際は、マスクを着用し、会話を慎むよう指導する。

4 授業での留意事項(各教科共通)

- ・教職員及び生徒のマスク着用を徹底する。
※校舎内ではマスクをつけ、真正面での会話は可能な限り避ける。
- ・個人で学習できる活動を中心に行う。グループ学習、班での話し合い及びペアワーク等の活動は行わない。
- ・一斉に声を出す音読などは行わない。
- ・常時2方向の窓・扉等を同時に20cm以上開けて換気を行う。
- ・休み時間や放課後は、窓を全開にして空気を入れ換える(5～10分程度)

5 教科の場面別留意事項

情報

- ・手洗いと指先の消毒を行い、キーボードからの感染予防に努める。
- ・教室では、共有のスリッパは使用せず、上履きを脱いで靴下のまま入室する。

家庭

- ・調理実習は行わない。

体育

- ・授業の開始時と終了時に、手洗い・うがい・健康観察を実施する。
- ・球技のゴール型のゲームや武道の相手と組み合う活動など、身体接触や人と人が接近するような活動は行わない。
- ・更衣は、密にならないように、場所を指定する等の配慮を行う。

音楽

- ・歌唱や管楽器等を使用した活動は行わない。

6 登下校について

- ・登下校時もマスクを着用し、大きな声で話をしない。
- ・公共交通機関を利用する場合には、混雑する時間を避け、マスクを着用し会話を控える。
- ・歩行中、駅構内や車内でもソーシャルディスタンスを意識し、感染予防に努める。
- ・マスクを忘れた場合、マスクが破損した場合は保健室（養護教諭）に申し出る。

7 健康観察について

- ・必ず登校前に検温し、学習支援システムの健康観察アンケートに回答してから登校する。
- ・朝の検温時に発熱や風邪症状がある場合は自宅で休養することを徹底する。
- ・登校後に発熱及び風邪症状が見られた場合は、下校して自宅で休養する。

8 昼食・補食について

(1) 昼休みになったら手洗いをし、自席で前向きで食べ、会話はしない。

(2) 食事の終了後、手洗い、各自マスクをして三密を意識しながら行動する。

(3) 食堂での弁当販売について

完全予約制、テイクアウトのみとする。

①食券販売時間内に食券を購入。(7:00~11:45)

②4限終了後(12:35)予約生徒は食堂にて、食券を確認し弁当を受け取る。

③持ち帰った弁当は教室の自席で食事をする。(使い捨て容器使用)

④食中毒防止の観点から、弁当を受け取ったら速やかに食べ、食べ残しは廃棄する。

⑤食べ残し、空容器は食堂横に準備されたごみ箱に捨てる。教室のごみ箱に捨てることは禁止

※1m30cmの間隔を保つ。透明なパーテーションを設置し、金銭の受け渡しはトレーを利用する。

(4) パン販売の利用について

- ①販売時間（12：35～13：20）
 - ②ソーシャルディスタンスを守り、購入する。（個別包装のものを生徒自身がとる）
 - ③透明なパーテーションを設置、金銭の受け渡しはトレーを利用する。
- ※ゴミは各自家に持って帰る。

(5) 補食については、手洗いし、自席で静かに食べる。（他の生徒と話をしない）

9 清掃について

- ・換気の良い状況で、マスク着用の上、通常の清掃を行う。
- ・トイレが便や嘔吐物等で汚れている場合には、生徒は掃除せず、教職員が次亜塩素酸ナトリウム液を使って消毒する。
- ・清掃後には、必ず石けんで手を洗う。

10 図書室の利用について

- ・貸し出しの業務は職員が行う。
- ・利用の前後に入口で手の消毒を行い、着席時は十分な距離を取る。

11 手洗い・消毒について

- ・登校後、校舎外・特別教室から戻ったとき、トイレの後、鼻をかんだ後、飲食の前後、清掃後、共用の物を触った時は、手洗い・手指消毒を行う。
- ・生徒下校後に、職員が不特定多数の生徒が触れた場所の消毒を行う。

12 行事について

- ・集会等は、放送設備等を活用し各教室で実施する。
- ・生徒を一室に集める行事は行わない。

13 部活動について

- ・部活動に関しては、3つの「密」(①換気の悪い「密」閉空間 ②多数が集まる「密」集場所③間近で会話や発声をする「密」接場面)が、それぞれ感染リスクとなることを十分に理解して、顧問の指導の下で行う。
- ・緊急事態宣言中は、平日のみ放課後90分以内の活動とし、身体接触や人と人とが接近するような感染リスクの高い活動は行わない。

※詳細な留意事項については、公式HP掲載の別紙「新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言中の部活動実施上の留意事項」を参照すること。

14 その他

以上のプランは現時点でのものであり、今後の感染の拡大・収束等の状況変化や通達の内容により、その都度見直すものとする。